

## 石綿含有産業廃棄物（汚泥）の許可上の取扱いについて

大気汚染防止法の改正（令和3年4月1日施行）及び石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂（令和3年3月）に伴う石綿含有産業廃棄物（汚泥）の許可上の取り扱いについて本県では、下記のとおり対応します。

- (1) 令和4年1月1日から、「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」（以下、「石綿含有汚泥」という。）についても申請書の記載対象とし、許可証に明記することとします。
- (2) 許可品目の記載方法の変更に伴い、令和3年12月31日において、**次のいずれにも該当する収集運搬業者（同日までに申請を行った者も含む）**は、「石綿含有汚泥」の許可を有するものとします。

ア：石綿含有産業廃棄物（品目は問わない）に係る収集運搬の許可を有している。

イ：「汚泥」に係る収集運搬の許可を有している。

ウ：「石綿含有汚泥」の収集運搬を行う意思を有している。

※本県許可の処分業者については該当者がいないため本件対象外です。

- (3) (2)により「石綿含有汚泥」の許可を有するものとされた収集運搬業者の許可証の書き換えは、次のいずれかの時点で行います。

ア：令和4年1月1日以降の**初回更新許可申請時**

イ：令和4年1月1日以降でアの前に変更許可申請を行う場合は**初回変更許可申請時**

ウ：アまたはイの前に事業者から**品目書き換えの届出があった時**（便宜上、**変更届出書**の提出を求める）

※上記ア、イにおいて「石綿含有汚泥」の追加記載を行わなかった場合は、(2)ウに該当しないものとみなし、**初回更新又は初回変更許可後に「石綿含有汚泥」の運搬を行う際は変更許可申請の対象となりますので注意してください。**

※令和3年12月31日以前に更新申請を提出した場合は、許可日が令和4年1月以降であってもアには該当せず、その次の更新申請時がアに該当します。

- (4) 積替・保管を行っている収集運搬業者が、(2)に伴い石綿含有汚泥に係る保管施設を新設する場合は、事前調整手続きが必要なため所管の各地域県政総合センターへ確認してください。